

東大阪市手話施策推進方針

令和元年度策定

1. 手話施策推進方針の策定について

手話の普及とろう者への理解の増進について、施策を総合的かつ計画的に推進するため、「東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例」第7条の規定に基づき東大阪市手話施策推進方針を策定します。推進方針の策定に当たっては、「東大阪市手話施策推進方針協議会」を設置し、当事者、関係者の意見を基に、推進方針として下記の事項を定め、毎年度公表します。

- (1) 手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報の提供に関する事項
- (3) 手話によるコミュニケーションの支援に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、手話に関する施策を推進するために必要な事項

2. 本市の施策の現状と課題

東大阪市における聴覚障害の手帳所持者数 2,166人(内18歳未満53人)
(平成31年4月現在)

(現在までの取り組み状況)

・手話通訳者の配置

昭和49年から各福祉事務所に手話通訳員を配置。現在は各福祉事務所及び本庁舎に計6名(東1名・中2名・西2名・本庁1名)配置し、ろう者の情報・コミュニケーション保障を行なうと共に、生活上の問題などについて相談に応じ、必要な支援を行なっています。

・登録手話通訳者等の派遣

昭和58年から「手話通訳登録派遣制度」を開始。現在は地域生活支援事業の意思疎通支援事業として登録手話通訳者、要約筆記者を派遣し、日常生活、社会生活におけるろう者のコミュニケーション支援を行なっています。

(依頼件数)

	H28	H29	H30	R1(11月末)
医療・健康	457	542	695	469
福祉・行政	5	6	2	0
教育	51	46	38	25
住居	1	3	0	2
地域生活	13	9	46	32
合計	527	606	781	528

(平成30年度から始まった団体派遣制度の実績)

H30年度……………23件

R1年度(11月末)…21件

・市民向け手話講座の開催

手話通訳として活動できる人材を育成するため、基本課程を修了した方向けにレベルアップ講座を開催しています。

	H29 年度	H30 年度	R1 年度
受講者数	11 名	14 名	8 名

・その他

専門性の高い手話通訳者等養成・派遣事業(大阪府・他市との共同実施)、手話ボランティア養成講座・手話サークル(市内登録5団体)活動支援(社会福祉協議会)、手話教室(青少年センター・レピラ)、行政手続きにおける手話通訳の派遣(選挙、障害区分認定調査、要介護認定調査時の通訳)、テレビ放送に手話と字幕をつける福祉機器の支給、緊急時・災害時における NET119通報(消防局)、災害情報 FAX 配信事業(危機管理室)

・聴覚障害のある方からの相談窓口

各福祉事務所・本庁に配置された6名の手話通訳者による相談窓口の他、身近な地域でも相談に応じられるよう、聴覚障害のある方を相談員(障害者相談員)として委嘱しています。

・小学校における福祉体験学習

手話とろう者の理解につなげる授業を実施しています。

(市立障害児者支援センターレピラ地域交流事業 参加児童数)

H29 年度 14校 計 1,430 名

H30 年度 18校 計 1,123 名

(課題事項)

- ・市民に対する手話の普及とろう者に関する理解啓発が必要。
- ・市民・事業者が手話に親しむ機会・手話を学べる場所が少ない。
- ・手話通訳者の数が十分ではなく、通訳派遣の対象範囲が限定されている。
- ・緊急時、災害時等のコミュニケーション支援体制が不十分。

3. 今年度の取り組み状況

- ・手話奉仕員養成講座(入門)を新たに開講しました。
週 2 回昼夜 2 コース 計 40 名受講(障害者支援室からも 1 名受講)
- ・条例を PR するためのチラシを作成、配布しています。
- ・令和元年5月10日に開催された市民ふれあい祭りに出店し、簡単な手話を体験できるコーナーを設置しました。
- ・東大阪市のキャラクタートライ君が手話を教えてくれる手話ハンドブック「みんなで手話ヘトライ!」を作成し(2,000 部)、小学校における手話体験学習等に活用しています。
- ・庁内各部署に対して、事業実施時に手話通訳を付けるための予算確保を依頼しました。
- ・手話施策推進方針協議会を設置(令和元年10月17日第 1 回開催)しました。
- ・ふれあいのつどい(令和元年 11 月 16 日)において、条例と手話に関する理解啓発コー

ナーを開設しました。

(今後の予定)

- ・手話を学びたい人が気軽に参加でき、ろう者と交流したり手話に触れられる場所として、手話サロンを実施します。
- ・関係機関、事業者向けに手話の出前講座を実施します。
- ・手話学習に活用できる DVD 教材、書籍、手話絵本等を購入、貸し出しを実施します。
- ・手話施策推進方針を策定し、ウェブサイトなどで公表します。

4. 手話施策推進方針(条例第 7 条第 2 項)

(1)手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及に関する事項【理解啓発に関すること】

手話がろう者の言語であることについて、市民、事業者へ理解を深めるための啓発を行い、多くの人に手話に関心を持ってもらい、気軽に手話を使い、学ぶ機会を提供します。

【具体的な取組の例】

- ① チラシ、ウェブサイト、市政だよりなど広報による理解啓発。
- ② 条例について周知するためのイベント開催。(市民ふれあいまつりへの出店等)
- ③ 手話を学ぶ教材として手話ハンドブックの作成(増刷)と配布
- ④ 手話ボランティアの育成
- ⑤ 市民・事業者等に対する手話出前講座の実施
- ⑥ 学校等における福祉体験学習を通じて、手話だけではなくろう者の生活全般についての理解促進。(小中学校や高校、保育所、幼稚園、認定こども園等での手話体験講座、ろう者との交流、手話教材の貸し出し)

(2)手話による情報の提供に関する事項【公共施設等における合理的配慮等】

日常生活や社会生活において必要な情報を手話で提供することにより、ろう者の利便性向上や社会参加の促進を図ります。公共施設や市の窓口において、手話による対応や手話通訳者の配置が進むよう、働きかけを行います。

【具体的な取組の例】

- ① 市が実施する行事における手話通訳の派遣
- ② 災害時・緊急時の対応マニュアル作成(当事者、関係団体と連携して内容検討の場を設置。作成後は救急隊・消防局への研修実施、コミュニケーションツールとして聴覚障害者、避難所等へ配布。)
- ③ 手話による市政に関する情報提供促進
- ④ 手話でコミュニケーションができる市職員の増員(職員向け手話研修の実施)
- ⑤ 公共施設・民間事業者に対する理解啓発

(3)手話によるコミュニケーションの支援に関する事項【社会参加促進に関すること】

意思疎通支援事業の内容を充実させ、ろう者の社会参加が進むよう、支援体制を構築します。また生活の様々な場面で手話を利用できる環境の整備と、障害の有無に関わらず日常的に手話でコミュニケーションが取れる場を提供します。

【具体的な取組の例】

- ① 手話通訳派遣事業の充実
- ② 手話通訳者の育成・確保(手話奉仕員養成講座・手話レベルアップ講座の実施及び通訳者の養成を着実に進めるため、様々な手話の技術レベルに応じた適切な養成課程の検討)
- ③ ろう者や手話を学びたい人が手話を使って交流できる手話サロンの実施
- ④ 中途失聴者・難聴者など、様々な対象者向けの手話習得支援
- ⑤ 乳幼児期からの手話習得支援、新生児聴覚検査費用の助成等聴覚障害児の親に対する支援について検討

(4)その他手話に関する施策を推進するために必要な事項【関係機関の連携による推進体制の構築に関すること】

当事者、支援者、関係団体などを交えた意見聴取の場を定期的に設け、毎年度施策推進方針を策定し公表します。課題について市全体で共有し、必要な施策を推進するため関係機関の連携強化を図ります。

【具体的な取組の例】

- ① 毎年度手話施策推進方針協議会を開催
- ② 推進方針に基づいた取り組みを進めるため、関係機関での連携、役割分担